

平成31年3月吉日

ご担当者様

〒650-0034

神戸市中央区京町 80 番 クリエイト神戸 9 階

弁護士法人 東町法律事務所

Tel:078(392)3100 Fax:078(392)3113

第119回 東町法律事務所 法律実践セミナーのご案内

拝啓 皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

本日は、下記のとおり、第119回東町法律事務所法律実践セミナーのご案内を申し上げます。つきましては大変ご多用中とは存じますが、この機会に是非ともご出席賜り今後のご活躍の一助としていただければ幸いに存じます。参加費は無料でございます。

皆様からのお申込みを、心よりお待ち申し上げております。

敬業

記

《 日 時 》	平成31年4月18日（木）午後3時～5時
《 場 所 》	弁護士法人東町法律事務所 神戸事務所 セミナー室(<u>10階</u>) ※東京事務所・今治事務所ではTV会議によりご参加いただけます。
《担当弁護士》	木下卓男・木下雅之
《 テーマ 》	『同一労働同一賃金』の実務対応

【担当弁護士から一言】

平成30年6月「働き方改革関連法」が成立しました。同法の成立により、これから順次、様々な規制の施行日を迎えることとなり、企業はその対応に追われる事となります。

その中でも、特に、同一労働同一賃金（非正規社員の待遇改善）については、平成30年6月1日に初の最高裁判決が出され（ハマキヨウレックス事件・長澤運輸事件）、同年12月28日には厚生労働省から「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」（同一労働同一賃金ガイドライン）が公布されたことなどを受けて、実務的な見直しが必要となります。

そこで、今回のセミナーでは、上記の最高裁判決の内容や同一労働同一賃金ガイドラインの考え方を詳細に検討しながら、同一労働同一賃金に関する実務対応について検討したいと思います。

弁護士法人東町法律事務所 神戸事務所宛

[Fax : 078(392)3113]

平成31年4月18日(木)の第119回「東町法律事務所法律実践セミナー」に申し込みます。

*会社・団体名 ()

*ご参加者名

*連絡先 Tel () - - - - -

*参加場所：いすれかに○をつけてください

（神戸東路所）

元してあります。

※ 定員の関係上、複数名でお申込

※ 次回より、当事務所からのお知らせやセミナーのご案内をメールで希望されます方は、
メーリングリスト登録をお手続きください。

メールアドレスをご記入ください。
(E-Mail : _____)
